

国民年金

国民年金からのお知らせ

免除された保険料を追納すると、満額の年金額に近づけることができます

国民年金の保険料免除期間には、全額免除、4分の3免除、半額免除、そして4分の1免除の4つの種類があります。これらの免除期間は、老齢・障害・遺族の各基礎年金について、年金を受けるための資格期間をみる場合、保険料を全額納めた期間と同じとみなされます。

免除されると年金額は減額

保険料免除期間は、老齢基礎年金の年金額を計算するうえで、免除の種類に応じて減額されます。保険料を全額納めたときを1とすると、全額免除期間は2分の1、4分の3免除期間は8分の5、半額免除期間は4分の3、4分の1免除期間は8分の7で計算されます。なお、平成21年3月以前に免除を受けた期間は、全額免除期間は3分の1、4分の3免除期間は2分の1、半額免除期間は3分の2、4分の1免除期間は6分の5で計算されます。

また、学生納付特例と若年者納付猶予によって保険料の納付の全額が猶予された期間は、資格期間には反映されても、老齢基礎年金の年金額に反映されないカラ期間とみなされます。

10年以内に追納を

そこで、これらの保険料免除期間や納付を猶予された期間については、経済的にゆとりができたときに、10年以内であれば保険料を追納して満額の老齢基礎年金に近づけることができます。

追納できる期間の順序は、原則として先に経過した月から順次納めなければなりません。学生納付特例期間または若年者納付猶予期間よりも前に保険料免除期間がある場合には、どちらを優先して納め

るかを本人が選択することができます。学生納付特例期間と若年者納付猶予期間とは同順位とされています。

追納する保険料額は、保険料の免除や猶予された当時のそれぞれの保険料月額に経過期間に応じて決められた額が加算されます。ただし、平成22年度および平成23年度中の免除期間については、この加算はありません。

なお、追納した月については、追納したその日に保険料が納付されたものとみなされ、基礎年金等の受給資格期間や年金額等などの計算においては、保険料納付済期間として取り扱われることとなります。

保険料を追納するための納付書の発行には申し込みが必要ですので、お近くの年金事務所にお問い合わせください。追納を希望するときは、「国民年金保険料追納申込書」を年金事務所長に提出します。この「申込書」には、自分の免除または納付猶予の期間を確認して記入することになっています。保険料の免除や納付猶予を受けた期間の確認や記入方法については、年金事務所へお問い合わせください。

追納の申し込みをして承認されれば、通知書と納付書が送られてきます。追納は先に経過した古い月の分から納めなければなりません。誤って新しい月の分を納めた場合には、保険料が還付されます。また、納付書に記載されている期限までに追納をしないと、納めた保険料は還付されることとなります。

■問い合わせ

大田原年金事務所
TEL (22) 6311
「ねんきんダイヤル」
TEL 050(05)1165
市国保年金課国民年金
TEL (23) 8928



子育て

母子家庭などに対する
就業相談の実施

栃木県ひとり親家庭福祉連合会では、母子家庭などを対象に、県内を巡回しての就業相談を実施しています。

就業経験がない方、専業主婦であった期間が長く再就職に不安がある方など、気軽にご相談ください。

●対象者

県内にお住まいの母子家庭の母および寡婦の方。

●相談日

○6月6日(水)

午前10時～正午

県北健康福祉センター 大会議室

○7月21日(土)

午前10時～午後3時

市総合文化会館 第一会議室

※相談には事前の予約が必要です。

相談日の前日までに左記までお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

子ども幸福課子育て支援係
TEL (23) 8932

